

## 議案第68号

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南房総市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

7 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の12の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加える。

別表第3の3の項中「児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改め、同表に次のように加える。

5 教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であつ
---------	---	----	---

て規則で定めるも  
の

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号 南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
第1条～第6条 (略)		第1条～第6条 (略)	
別表第1 (第4条関係)			
機関	事務	機関	事務
6 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	6 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	<u>経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
別表第2 (第4条関係)			
機関	事務	機関	事務
12 市長	南房総市ひとり親生活保護関係情報、地家庭等医療費等の方税関係情報、医療保助成に関する条例 に基づく医療費、票関係情報又は児童扶調剤費、診療報酬 証明手数料及び調扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であつた。)であって規則で定めるもの	12 市長	南房総市ひとり親生活保護関係情報、地家庭等医療費等の方税関係情報、医療保助成に関する条例 に基づく医療費、票関係情報又は児童扶調剤費、診療報酬 証明手数料及び調扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であつた。)であって規則で定めるもの
別表第3 (第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
3 教育委員会	子ども・子育て支援法(平成24年法律第6	市長	南房総市ひとり親家庭等医療費等

改 正 案			現 行		
5号)に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する情報、児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報、 <u>児童扶養手当</u> 関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に		5号)に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの		の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する情報、児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報、 <u>児童扶養手当法</u> に基づく児童扶養手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

改 正 案				現 行			
			関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの				人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
4 教育委員会	児童福祉法に基づく保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの	4 教育委員会	児童福祉法に基づく保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
5 教育委員会	<u>経済的な理由</u> によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	<u>生活保護関係情報</u> 、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 又は <u>住民票関係情報</u> であつて規則で定めるもの				

## 附 則 (抄)

この条例は、公布の日から施行する。